

令和5年2月～3月実施!!

マイナンバーカード申請・交付のための日曜日臨時窓口を開設します!

町では、開庁時にお仕事などでマイナンバーカードの申請や受け取りが困難な方のために、日曜日臨時窓口を開設しています。

令和4年6月末より、新たなマイナポイント付与事業が開始され、マイナンバーカードを利用した「健康保険証との連携」および「銀行口座との連携」で、最大2万円分のマイナポイントが受け取れます（対象：令和5年2月末迄にマイナンバーカード申請した方）。

今後、益々便利になるマイナンバーカードをこの機会にぜひ取得しましょう。また写真の無料撮影サービスやマイナポイントの設定支援サービスも行っています。



- <期日> 令和5年2月26日(日)
3月26日(日)
<時間> 午前9時～午後1時
<場所> 川北町役場1階住民課窓口

<必要な持ち物> (平日の開庁時と変わりません)

◆マイナンバーカードの申請のみの方 (後日、来庁しての受け取りが必要です)

- 本人確認書類 (下記Aから1点またはBから2点)
- 個人番号カード交付申請書 (お持ちでない場合は、窓口で発行します)

◆マイナンバーカードの申請及び本人限定受取郵便でのカード受け取りを希望される方

(郵便でカードが受け取れます ご本人の来庁が必要です)

- 通知カード ○住民基本台帳カード (お持ちの方のみ)
- 本人確認書類 (下記Aから2点またはA・Bから1点ずつ)
- 個人番号カード交付申請書 (お持ちでない場合は、窓口で発行します。)

◆マイナンバーカード申請済みでカードの受け取りの方 (ご本人の来庁が必要です)

- 交付通知書 (ハガキ) ○通知カード ○住民基本台帳カード (お持ちの方のみ)
- 本人確認書類 (下記Aから1点またはBから2点)

(参考) 本人確認書類

A	運転免許証・住民基本台帳カード(顔写真付き)・パスポート・身体障害者手帳・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)。在留カード など
B	健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・医療受給者証・年金手帳・学生証・社員証 など

※役場庁舎の開庁時にも、もちろん申請、交付手続きができます。(無料の写真撮影サービスも行っています。)

※電子証明書も更新やマイナンバーカードに関連した各種設定支援も行っています。

※マイナンバーカードは、郵便のほか、スマートフォンやパソコン、証明用写真機でも申請ができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

※ マイナンバーカード日曜日臨時窓口開庁時に、住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明書の発行も行っております。

平日の開庁時に利用できない方は、ぜひ日曜日臨時窓口開庁時にご利用ください。

<お問い合わせ先> 川北町役場住民課 TEL 076-277-1126